

# 第15回電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会 議事概要

日時：平成29年2月20日（月）10:00～11:50

場所：御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター RoomB

出席者：大崎委員長（東京大学）、淡路谷委員（電池工業会）、

五野委員（ビジネス機械・情報システム産業協会）、

八木様（内橋委員代理）（日本照明工業会）、大浦委員（日本ホームヘルス機器協会）

大河内委員（主婦連合会）、太田委員（電子情報技術産業協会）、

片山委員（情報通信ネットワーク産業協会）、高坂委員（日本電線工業会）、

齊藤委員（家電製品協会）、古川委員（日本電気協会）、

古谷委員（電気安全環境研究所）、松野委員（日本電機工業会）、

三浦委員（消費生活コンサルタント）（委員名簿順）

参考人：住谷技術基準性能規定化分科会長（電気安全環境研究所）、

長岡政省令・制度運用検討分科会長（家電製品協会）、

加藤大括り化検討WG主査（電気安全環境研究所）

関係者：遠藤課長補佐、三宅係長、長澤専門職（以上、経済産業省）

事務局：嶋津所長、義経課長、宮川専門官、菅原主査、大貫主任、中井主任（以上、製品  
評価技術基盤機構（NITE））

議事概要：

## 【1】開会

事務局が、委員の過半数が出席しているため、本日の検討会が成立することを確認し開会を宣言した。続いて山田委員から交代された古谷委員を紹介し挨拶をいただいた。経済産業省製品安全課遠藤課長補佐が、検討会、分科会及びWG活動へのご協力に感謝する旨、また本日は活発に議論いただきたい旨、挨拶をされた。大崎委員長の挨拶の後、議事に入った。

## 【2】平成28年度電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する活動報告（1/2）

（資料15-2、資料15-4別添、資料15-4参考2、資料15-4参考3、資料15-4参考4）

事務局が資料15-2に基づき、平成28年度の電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する活動の概況報告を行った。その中で、電気用品安全法 法令業務実施ガイド（第3版）に関し、広く活用いただきたく送付の希望があれば事務局に連絡をいただきたい旨、説明があった。また、「2.1 電気用品の大括り化」に関連し、事務局が実施した次の事項について、概要を次のとおり説明した。

#### **イ. 他法令における品目指定や、共通する除外品目規程の事例などの制度設計の根拠となる具体例の収集（資料 15-4 参考 3）**

ネガティブリストの 7 法令について調査したところ、全法令で法律において品目指定していること、また、ポジティブリストからネガティブリストへ移行した 3 法令では、いずれも法律改正を伴っていることが分かった。

#### **ロ. 大括り化後の事業者への影響の抽出及び具体的な対応策の検討（資料 15-4 参考 2）**

大括り化により新たに規制対象となる製品を扱う事業者 7 社に「電気用品の大括り化」に関してヒアリングを行った結果、賛成が 3 社、反対が 3 社、どちらでもないが 1 社であった。賛成の理由には事務や管理が簡潔になること、海外の製造工場へ安全要求をしやすくなることが挙げられ、反対の理由には機動性が損なわれること、費用負担が増え少量生産が困難になること、及び出荷検査の負担が増えることが挙げられた。

#### **ハ. 大括り化によって期待される事務合理化等の成果の検討（資料 15-4 参考 4）**

大括り化による事務合理化等の成果を見積もるため、過去 2 年間の経済産業省及び経済産業局への届出情報を分析した結果、電安法に基づく届出のうち 3 割程度の届出が不要になる又は届出の記載内容が簡素化される可能性があることが分かった。また、NITE の事故情報を分析し、製品事故の未然防止効果を見積もった。

#### **ニ. 大括り化のために改正が必要な法令の条文案の作成・検討（資料 15-4 別添）**

大括り化に係る政省令等の改正案について、新旧対照表を作成した。

「2.1 電気用品の大括り化」のまとめ（P.5 2.1 項(12)）及び「2.2 電気用品、液化石油ガス器具等・ガス用品の技術基準の性能規定化」のまとめ（P.7 2.2 項(5)）は各分科会の報告後に審議することとした。上記以外の項目は別段異議はなく承認された。

### **【3】平成 28 年度 政省令・制度運用検討分科会の活動報告**

#### **3.1 政省令・制度運用検討分科会関係（資料 15-3、資料 15-5）**

長岡政省令・制度運用検討分科会長が資料に基づき、の政省令・制度運用検討分科会の活動報告（「電気用品の大括り化に関する検討」及び「電気用品安全法 法令業務実施ガイド（第 3 版）の作成」についての報告）を行った。別段異議はなく、承認された。

#### **3.2 大括り化検討 WG 関係（資料 15-4、資料 15-4 参考 1）**

加藤大括り化検討 WG 主査が資料に基づき、電気用品安全法の規制対象の考え方（＝大括り化）についてまとめた内容を詳細に説明した。次の意見、質疑応答の後、承認された。また資料 15-4 の作成者クレジットを当検討会とすることが承認された。

C (三浦委員) : 現状、市場には業界団体に所属しない事業者の製品やその使用者が多いため、資料 15-3 P.8 4. 今後の活動にあるように、業界団体に所属していない事業者へのヒアリングについて、サンプル数を増やしていただきたい。また、資料 15-4 P.26 6.4 (2) ①の課題に関連するが、一般消費者向けでない旨の表示があったとしても、危険を予想せずに消費者が使用するおそれは十分ある。現在は昔と大きく異なり、海外製品やプロ用の機器を消費者が簡単に入手できる状況にあること、また、消費者が電気製品を使用する場面は日常生活だけでなく、ガーデニング、アウトドアなど幅広いことを踏まえ、消費者の使用が想定される製品について、実際の運用を想像した上で、合理的なルールを考えていただきたい。

Q (古川委員) : 直流機器は従来どおり電安法の規制対象外か。

A (加藤大括り化検討 WG 主査) : 一般用電気工作物に接続される機器が電安法の規制対象であり、現在、直流の一般用電気工作物がないので、直流機器は従来どおり規制対象外である。

Q (大崎委員長) : 事業者への影響調査 (資料 15-4 P.27-28 6.8 項 6.9 項及び資料 15-4 参考 2) について、事務局、分科会及び WG の関係性を教えて欲しい。

A (事務局) : 事業者へのヒアリングの実施、結果の分析、課題の抽出を事務局が行い、資料 15-4 参考 2 にまとめた。また、大括り化検討 WG では、課題への対応策を検討し、資料 15-4 にまとめた。分科会では WG でまとめた内容について審議した。

Q (大崎委員長) : 事業者への影響調査 (資料 15-4 P.27 6.8 項及び資料 15-4 参考 2 P.15-16) で挙げた課題は、ヒアリング前からある程度予想可能とを感じるが、ヒアリングを通じて分かった新しいことはあるか。

A (事務局) : 事前に想定できる部分もあるが、ヒアリングを実施したことで実情が分かったと考えている。

C (大崎委員長) : 資料 15-4 参考 2 P.3-14 の表 2 ヒアリング結果では、大括り化関係だけでなく電安法自体への意見もあるが、それらと分科会との関係が分かりづらい。

A (事務局) : 今回のヒアリングでは、ヒアリング先に既に電安法の届出事業者となっている者 (現行の電安法の内容について理解している者) を選んだこともあり、電安法遵守の現状も含めて率直な意見を伺った。そのため電安法自体へのご意見をいただいたが、今回は結果の報告に留めており、具体的な検討は行っていない。

Q (大崎委員長) : 資料 15-3 P.8 4. 今後の活動の「法改正も視野に入れた再検討がなされることを期待する。」は、「大括り化には法改正が必要」との結論であると捉えて良いか。

A（長岡分科会長）：大括り化には法改正が必要であるとは断言できず、断定をしない表現としている。

**【4】平成28年度 技術基準性能規定化分科会の活動報告について（資料15-6）**

住谷技術基準性能規定化分科会長が資料に基づき、平成28年度 技術基準性能規定化分科会の活動報告（「自己適合証明の妥当性を判断する基準・スキーム案の策定」についての報告）の説明を行った。別段異議はなく承認された。また資料15-6 別添3の作成者クレジットを当検討会とすることが承認された。

**【5】平成28年度電気用品安全法技術基準体系等見直しに関する活動報告（2/2）  
（資料15-2）**

各分科会の活動報告了承後に審議予定としていた資料15-2「2.1 電気用品の大括り化」のまとめ（P.5 2.1 項(12)）及び「2.2 電気用品、液化石油ガス器具等・ガス用品の技術基準の性能規定化」のまとめ（P.7 2.2 項(5)）について審議した。別段異議はなく承認された。

**【6】閉会**

資料の若干の修正は、大崎委員長に一任することが承認された。事務局から、現時点において、来年度の当検討会等の開催は未定である旨、説明があった。NITE 製品安全センター鳴津所長が、本日、限られた時間で内容の濃い検討を頂いたこと及び検討会、分科会及びWGへの日頃のご協力に謝辞を述べた。

以上で本日の審議を終了し、散会した。

以上